

輸出国制度調査について

(ニュージーランド)

1. 調査期間等

- (1) 期間: 2017 年 11 月
- (2) 内容: ニュージーランドにおける食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: 第一次産業省 (MPI)

2. 調査結果(概要)

(1) 第一次産業省 (MPI) の組織構造及び所掌業務

MPI はニュージーランドにおける農業・林業・漁業等の成長と保護を管轄し、一次製品の製造者から小売業者・消費者に至るまでが正しい市場アクセスに則って行われているかを管理する。具体的な役割としては以下のとおり。

- ・ニュージーランドの一次産業の持続的な発展を支援するための政治的アドバイス及びプログラムの提供
- ・輸出入される食品を含め、ニュージーランドで製造・消費される食品に関する法規の制定。
- ・水際における輸入品の監視
- ・輸出食品の管理

以下の3部署が食品衛生管理に関わっている。

●Policy and Trade

食品衛生に関わる政策や規制を立案する。

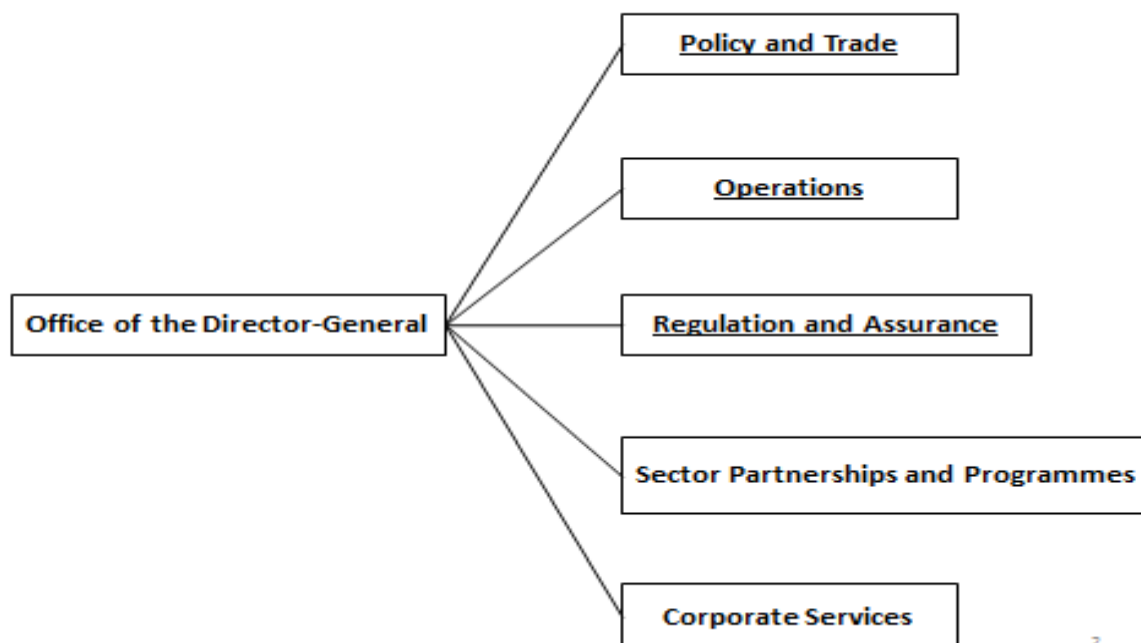
●Operations

ニュージーランド国内または輸入食品等で問題が発生した際の対応を担当する。

●Regulation and Assurance

食品衛生管理システムに対する監査を行う。

【MPI の組織】



(2) ニュージーランドにおける食品衛生管理

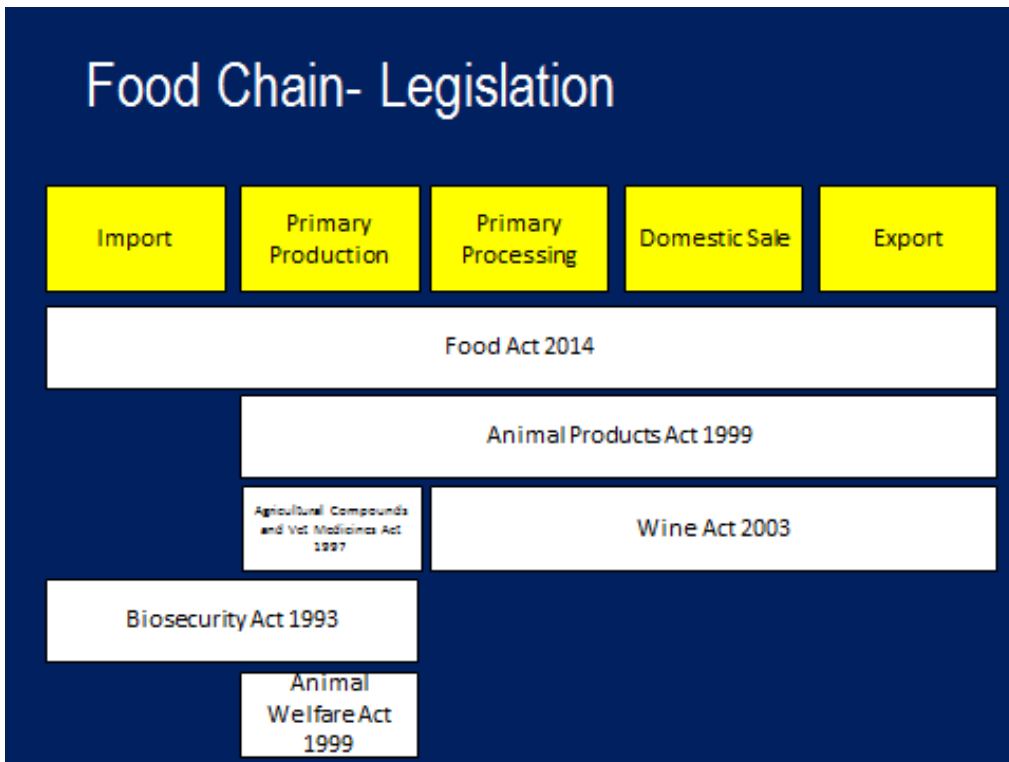
① 食品安全システム (New Zealand Food Safety System)

MPI には 2,200 人の職員がおり、70 箇所（地方政府は含まない。）に点在している。食品安全に係る業務を担当し、政策の策定、規制、法律の作成を実施している。MPI は食品の輸出入の双方に関わっており、国内、海外の消費者の保護の観点から食品安全に係る政策を講じている。

1990 年より以前は政府が直接監視を行い、食品業界は安全確保に対して責任がなかったが、現在は、食品業界にもコンプライアンスを徹底させることにより、食品業界自身にも責任を負わせ、政府と食品業界の双方で責任を負うシステムとなっている。ニュージーランドにおける食品衛生管理は政府、公認監査機関、業界団体の3段階に分けられ、政府が基準を策定し、業界団体がそれに基づき自らが作成したリスクマネジメントプラン (Risk-based Management Plan) を元に管理を行っている。業界団体による食品衛生管理については、政府が認定した公的監査機関によって監査が行われる。



食品衛生に関する規制・制度は以下のとおり。
 輸入、国内、輸出について全ての食品の規制・制度を示す。
 食品法 (Food Act 2014) のみが輸入、国内、輸出等すべてに適用される法律
 である。



ニュージーランドはリスクマネジメントの枠組み（Risk Management Framework）の中で、食品安全に係る情報について証拠を収集し、基準への不適合がどのような原因で起こったかを分析し、規制・制度を変えていくこととしている。

基準については国際基準をもとに貿易国との関係を保ちながら設定し、業界に対しても説明を行っている。また、国際基準を適用することでコストの削減にもつながっている。オーストラリアとは、15 年以上前から Food Standards Australia New Zealand(FSANZ) という、オーストラリアとニュージーランドの二国間における独立した組織を設立し、共通の食品安全基準を設定している。食品安全基準に関する基本方針が、両国において共通に適用されることを可能にする背景には、自由貿易協定(Trans-Tasman Mutual Recognition Agreement(TTMRA))が結ばれており、食品が自由に両国間を移動できる体制になっているという事情がある。

MPIは食品安全が確保されていることを確認するために幅広い食品に対してモニタリングを実施している。食品衛生に係る問題があった場合、詳細についてMPIが調査をし、必要に応じMPI 総裁の権限で業務停止、リコールすることができる。問題のあった業者はレポートをMPIへ提出しなければならない。輸出品に関しては電子証明システム(E-Cert :Electronic Certification System)により追跡することが可能である。

また、食品製造施設等の登録については、地方政府がその権限をMPIから委譲されており、MPIの定めた基準に基づき食品製造業者等が登録要件を満たしていることを確認し、食品製造施設等として登録を行っている。なお、輸出品の施設登録に関しては、地方政府は関与していない。

②輸出管理(MPI's Export Assurance System including Electronic Certification)

食品を輸出するにあたっては認証等の必要条件があり、MPIのシステムに基づいて監査等が行われる。輸出にあたっては、ニュージーランドの必要条件だけでなく、輸出する国の必要条件を満たす必要がある。電子証明システムにより全ての輸出品の追跡が可能となっており、どこに輸出品があるかすぐに確認することが可能ため、リコールをする時に効率的に追跡することができる。

また、輸出前検査はシステムに基づいて実施され、検査の結果違反となれば回収される。

③輸入管理 (Food import)

輸入時の規制は SPS 協定、Codex 基準、Trans Tasman Mutual Recognition Agreement (TTMRA) に基づいて実施されるが、全ての輸入業者は政府に登録されていないといけない。

また、食品をリスクに応じて Low、increased、High の3つのカテゴリーに分けており、Increased (リスクが不明なもの、この1年間で違反が増えたもの、新たに問題となったもの)、High に関しては輸入許可を得る際に公的な証明書、輸入時検査等が必要となる。必要書類等が揃うまで貨物は留め置かれる。Low については輸入許可のために証明書等は必要ないが、輸入後、国内で MPI のモニタリング検査の対象となる。

食品のカテゴリーについては、輸入食品の違反状況や、諸外国の食品安全情報をもとに、必要に応じて変更される。

④農作物の残留農薬管理 (Pesticide Residues and Export Horticulture)

食品中の残留物に係る法律は以下の3つである。

- ・Ag. Compounds & Vet. Medicines Act 1997

→農薬及び動物用医薬品の使用及び販売に係る法律。

- ・Hazardous Substances & New Organisms Act 1996

→農薬及び動物用医薬品の承認や、ADI の設定に係る法律。

- ・FOOD Act 2014

→食品の規格を規定しており、農薬の残留基準もこの法律で規定されている。

ニュージーランドにおける残留農薬の MRL は CODEX 基準や、FAO/OECD のリスク評価に基づき、また、諸外国とも同様のプロセスであるが、農業生産工程管理 (GAP) も反映させて設定される。アップデートは、年に2、3回される。FOOD Act 2014 で定められた MRL は国内、輸入、輸出食品の全てに適用されるが、輸入食品については CODEX 基準を適用することも可能である。MRL が定められていない食品には、0.1mg/kg が適用される。

食品を輸出する際は、自国と相手国の MRL を照らし合わせて、より厳しい基準に適合しなければ輸出はできない。

MPI は農場が適切に農薬の管理をしていることを確認するために、2年毎に計画を立てて農場の抜き打ち検査を実施している。検査率はリスクに応じて変えている。MPI は検査を実施する機関として3機関を認可している。

輸出農作物のニュージーランドコンプライアンスプログラムは、25年以上前から実施しており、基準値違反となったものはこれまで5年に1件程度である。

⑤乳、乳製品の管理

(MPI National Chemical Contaminants Programme(NCCP))

NCCP は乳、乳製品についてのモニタリングプログラムであり、リスク管理が十分に機能していることを確認するためのプログラムである。動物用医薬品、残留農薬等 500 項目以上が分析対象項目となっている。

酪農業者は約 12,000 あり、99.8%以上が乳業企業と契約をしている。酪農業者、乳、乳製品を製造する製造業者すべてがモニタリング検査の対象となっており、毎年計画を立てて実施している。サンプリングは MPI 職員が CODEX 規格に基づき実施し、分析をする検査機関は ISO17025 の認可を受けている。NCCP の他にも Independent Verification Programme(IVP)という乳、乳製品についてのモニタリングプログラムもあり、微生物及び規格基準への適合性を調査している。MPI の認可したサンプリング機関、検査機関で、年間 300 件程度の検査を実施している。

(3)参考法令(URL リンク)

・Food Act 2014(食品法)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2014/0032/latest/DLM2995811.html>

・Animal Products Act 1999 (畜産製品法)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1999/0093/latest/DLM33502.html>

・Agricultural Compounds and Veterinary Medicines Act 1997 (農業用化合物及び動物用医薬品法)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1997/0087/latest/DLM414577.html>

・Wine Act 2003(ワイン法)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2003/0114/52.0/DLM222447.html>

・Biosecurity Act 1993(生物安全法)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0095/latest/DLM314623.html>

・Animal Welfare Act 1999(動物福祉法)

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1999/0142/latest/DLM49664.html>

以上